



## ～労働基準監督署の調査について～

ある日突然、労働基準監督署から通知が来たという相談を受けることがあります。労働基準監督署は、労働者から相談や訴えがあった場合に事業所の調査を行っていますが、法改正に合わせてその調査事項も増えてきました。以下では、実際に指摘されたことがある事例を紹介します。



### 未払い賃金の支払

労働者からの訴えが多い事項です。タイムカードから、賃金台帳との整合性や残業申請書との差を見られます。未払いと認められた場合、過去に遡って数百～数千万円の支払いを命じられることがあります。日々の勤怠管理を正確に行っていることが重要です。

▷ 確認される書類：賃金台帳、タイムカード、残業申請簿等



### 年5日の有休取得

法改正の反映状況の確認のため、基準日から1年以内に5日間の有休取得をしていない労働者がいるかどうか、有休の時季、日数、基準日を記載した有休管理簿を作成しているか等を確認されます。日頃から労働者ごとに取得状況を把握しておくことが必要です。

▷ 確認される書類：有休管理簿等

### 適正な労働条件の明示

賃金や労働時間をはじめ書面で明示すべき事項に漏れがないか、最近ではパート・有期雇用労働法の改正により、「雇用管理の改善等に関する相談窓口」を書面で明示しているか問われます。

▷ 確認される書類：労働契約書、労働条件通知書、社内通知文書等

### 時間外・休日労働の時間数

残業時間の上限が法制化されたことに伴い、1ヶ月に45時間を超える時間外労働がないか、36協定で締結した時間を超える時間外労働・休日労働がないか、36協定が事業所内において備え付け、周知されているかを問われます。



▷ 確認される書類：36協定書（届）、タイムカード、残業申請簿等

### 定期健康診断の実施

1年以内ごとに1回定期健康診断を実施しているか、従業員数が50名以上の場合にはその結果を労働基準監督署に報告しているかどうか等、労働者の健康管理や長時間労働対策について指摘が入ります。

▷ 確認される書類：健康診断個人票、定期健康診断結果報告書等

上記の指摘事項はあくまで一例ですが、近年の労働基準監督署の調査結果によると、**企業の約7割近くで何らかの労働基準関係法令違反が見つかっています**。調査が決まった後に対応することは難しいため、日頃から上記の書類を整備し、適正に備えておくことが肝要です。

労働基準監督署の調査対応についてご不明な点は弊社担当者までご相談ください。